

別表

介護従事者の確保に関する事業

| 1 基金事業 | 2 交付の対象 | 3 基準額 | 4 対象経費 | 5 補助事業者 | 6 補助率 |
|------------|--|--|---|---|-------|
| 介護の普及啓発事業 | 平成27年10月29日付け27地福第1119号健康福祉部長通知の「介護の普及啓発事業実施要綱」に基づき実施する事業 | (1)セミナー・講習会等 1回当たり200千円 | 介護及び介護の仕事の理解促進・普及啓発を目的として愛知県内で行うセミナー・講習会等の開催に必要な次の経費 賃金、報償費（謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広報料、手数料）、委託料、使用料（会場使用料、大道具等借上料）、補助金 | 市町村、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年五月二十六日法律第三十号）第40条第2項第1号から3号に基づく介護福祉士養成施設（以下、この表において「介護福祉士養成施設」という。）を運営する法人、福祉関係職能団体、介護保険法（平成9年法律第123号）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく事業所・施設（以下、この表において「介護事業所」という。）を運営する法人、その他介護分野の専門性を有する団体 | 3/4 |
| | | (2)イベント（講演会・シンポジウム等、就職説明会・業界説明会） 1回当たり3,400千円 | 介護及び介護の仕事の理解促進・普及啓発を目的として愛知県内で行うイベントの開催に必要な次の経費 賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、補助金 | 市町村 | 3/4 |
| | | (3)職場体験 1人当たり6千円 | 福祉・介護の仕事に関心を有する者に対して実施する職場体験において必要な次の経費 賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、補助金 | 市町村 | 3/4 |
| 介護人材資質向上事業 | 平成27年10月29日付け27地福第1119号健康福祉部長通知の「介護人材資質向上事業実施要綱」に基づき実施する事業 | (1)市町村補助金 ①市町村が、事業所職員に対し研修を実施した場合 1回当たり 696千円 | 市町村が事業所職員に対して行う、介護従事者の資質の向上を図るための研修の実施に必要な次の経費 賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料 | 市町村 | 3/4 |

| 1 基金事業 | 2 交付の対象 | 3 基準額 | 4 対象経費 | 5 補助事業者 | 6 補助率 |
|----------------|--|---|--|----------------------------------|-------|
| | | ②市町村が、事業所の行う研修に対して助成した場合 1回当たり 150千円 | 市町村が、事業所が行う介護従事者の資質向上を図るための研修の実施に対する助成に必要な次の経費 負担金、補助金及び交付金 | | |
| | | (2)介護人材養成関係団体補助金 ①介護従事者資質向上補助金 1回当たり 100千円 | 関係団体が介護の仕事に従事している者やこれから従事しようとする者に対して介護技術の向上及び取得等のために実施する研修の開催に必要な次の経費 賃金、報償費（謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料（会場使用料）、賃借料 | 介護福祉士養成施設を運営する法人、一般社団法人愛知県介護福祉士会 | 3/4 |
| | | ②介護事業所従事者育成支援補助金 1回当たり 150千円 | 関係団体が派遣する講師が、事業所の個々の要望や実状に合わせた研修のプログラムを作成し、介護職員として必要な知識・技術に関する研修の開催に必要な次の経費 賃金、報償費（謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料（会場使用料）、賃借料 | | |
| 研修受講支援事業 | 平成27年10月29日付け27地福第1119号健康福祉部長通知の「研修受講支援事業費補助金実施要綱」に基づき実施する事業 | (1)喀痰吸引研修 ①1号、2号研修 1人当たり 152千円 ②3号研修 1人当たり 63千円 | 従業者に喀痰吸引研修を受講させるために必要な経費（介護事業所が直接負担する受講料又は、受講者が支払った受講料に対する支給金） | 介護事業所を運営する法人 | 1/2 |
| | | (2)アセッサー講習 1人当たり 20千円 | 従業者に介護キャリア段位制度におけるアセッサー講習を受講させるために必要な経費（介護事業所が直接負担する受講料又は、受講者が支払った受講料に対する支給金） | 介護事業所を運営する法人 | 3/4 |
| キャリアパス対応生涯研修事業 | 平成27年10月29日付け27地福第1119号健康福祉部長通知の「キャリアパス対応生涯研修事業実施要綱」に基づき実施する事業 | 3,890千円 | 社会福祉法人愛知県社会福祉協議会が行うキャリアパス対応生涯研修事業のために必要な次の経費 人件費（給与、手当、社会保険料等、賃金）、報償費（謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費等購入費、会議費）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、賃借料、負担金 | 社会福祉法人愛知県社会福祉協議会 | 10/10 |

| 1 基金事業 | 2 交付の対象 | 3 基準額 | 4 対象経費 | 5 補助事業者 | 6 補助率 |
|---------------|---|--|--|------------------|-------|
| 介護福祉士資格取得支援事業 | 平成27年10月29日付け27地福第1119号健康福祉部長通知の「介護福祉士資格取得支援事業実施要綱」に基づき実施する事業 | 1時間あたり 1,250円 ただし、研修時間数の3倍を補助基準の上限とする。 | 介護現場に従事する者が研修を受講する際に必要な代替職員の雇用に必要な人件費 注)上記「人件費」とは、事業者の定める給与規定等に基づき、代替職員に対して支給された給与等（賞与、通勤費、各種手当を含む。）と社会保険料（健康保険料、厚生年金保険料及び労働保険料）事業主負担分との合計。 | 介護事業所を運営する法人 | 1/2 |
| 法律相談等支援事業 | 平成27年10月29日付け27地福第1119号健康福祉部長通知の「法律相談等支援事業実施要綱」に基づき実施する事業 | 5,876千円 | 社会福祉法人愛知県社会福祉協議会が介護事業所に対して行う、専門相談対応に必要な次の経費 人件費 （給与、手当、社会保険料等） 事業費 （報償費、旅費、印刷製本費、通信運搬費、会議費） | 社会福祉法人愛知県社会福祉協議会 | 10/10 |
| 認知症地域医療支援等事業 | 平成27年4月15日老発0415第6号厚生労働省老健局長通知の別添「認知症地域医療支援事業実施要綱」（第7普及啓発推進事業を除く。）に基づき実施する事業及び平成27年10月29日付け27地福第1119号健康福祉部長通知の「認知症対応病院個別指導事業実施要綱」に基づき実施する事業 | 6,590千円 | 認知症地域医療支援等事業の実施に必要な次の経費 賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金及び交付金 | 名古屋市 | 3/4 |

| 1 基金事業 | 2 交付の対象 | 3 基準額 | 4 対象経費 | 5 補助事業者 | 6 補助率 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------|--|--|---|---------------------|----------------------|--------|-----|------|----|------|-------|------|---------------------|----------------------|-----|------|-------|------|------|-------|--------|------|-----|-------|--------|------|----|-------|--------|-------|--|--|
| 認知症介護者等養成研修事業 | 平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知の参考2「認知症介護実践者等養成事業実施要綱」(4(1)認知症介護基礎研修、4(2)実践研修及び(6)認知症介護指導者養成研修を除く。)に基づき実施する事業 | 1,518千円 | 認知症介護実践者等養成事業の実施に必要な次の経費 賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金及び交付金 | 名古屋市 | 3/4 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 高齢者権利擁護人材養成事業（市民後見推進事業） | 平成27年10月29日付け27地福第1119号健康福祉部長通知の「市民後見推進事業実施要綱」に基づき実施する事業 | 1 市町村あたり 4,000千円 | 高齢者権利擁護人材養成事業（市民後見推進事業）の実施に必要な次の経費 報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費 | 市町村 | 3/4 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 介護施設内保育所運営事業 | 介護従事者が働きながら子育てができるよう介護施設内に設置した保育施設を運営する事業（介護施設の介護従事者の児童に係る保育を対象とする。） | 各介護施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護施設）内保育施設につき、1の補助基準の区分に応じて、2により算定した基本額より、3により算定した保育料収入相当額を控除した額。 1 補助基準 | 左記2の事業の実施に必要な次に掲げる経費 (1) 保育士等の人件費（給料・諸手当等） (2) 委託料（内訳は人件費とする。） ※開所期間が1月に満たない場合は対象外とする。 | 介護事業所を運営する法人 | 2/3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>児童数</th> <th>保育時間</th> <th>保育士等人数</th> <th>保育料</th> <th>対象面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I型</td> <td>1人以上</td> <td>8時間以上</td> <td>2人以上</td> <td rowspan="5">月額 10,000円 以上</td> <td rowspan="5">児童1人 当たり 1.65㎡</td> </tr> <tr> <td>II型</td> <td>4人以上</td> <td>8時間以上</td> <td>2人以上</td> </tr> <tr> <td>III型</td> <td>10人以上</td> <td>10時間以上</td> <td>4人以上</td> </tr> <tr> <td>IV型</td> <td>20人以上</td> <td>10時間以上</td> <td>7人以上</td> </tr> <tr> <td>V型</td> <td>30人以上</td> <td>10時間以上</td> <td>10人以上</td> </tr> </tbody> </table> | 区分 | 児童数 | 保育時間 | 保育士等人数 | 保育料 | 対象面積 | I型 | 1人以上 | 8時間以上 | 2人以上 | 月額 10,000円 以上 | 児童1人 当たり 1.65㎡ | II型 | 4人以上 | 8時間以上 | 2人以上 | III型 | 10人以上 | 10時間以上 | 4人以上 | IV型 | 20人以上 | 10時間以上 | 7人以上 | V型 | 30人以上 | 10時間以上 | 10人以上 | | |
| 区分 | 児童数 | 保育時間 | 保育士等人数 | 保育料 | 対象面積 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| I型 | 1人以上 | 8時間以上 | 2人以上 | 月額 10,000円 以上 | 児童1人 当たり 1.65㎡ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| II型 | 4人以上 | 8時間以上 | 2人以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| III型 | 10人以上 | 10時間以上 | 4人以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| IV型 | 20人以上 | 10時間以上 | 7人以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| V型 | 30人以上 | 10時間以上 | 10人以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 2 基本額 (1) I型 1人×180,800円 ×運営月数 (2) II型 2人×180,800円 ×運営月数 (3) III型 4人×180,800円 ×運営月数 (4) IV型 5人×180,800円 ×運営月数 (5) V型 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 1 基金事業 | 2 交付の対象 | 3 基準額 | 4 対象経費 | 5 補助事業者 | 6 補助率 |
|-----------|---|--|--|--|-------|
| | | 6人×180,800円 ×運営月数 3 保育料収入相当額 (1) I型 24,000円×運営月数 ×1人 (2) II型 24,000円×運営月数 ×4人 (3) III型 24,000円×運営月数 ×10人 (4) IV型 24,000円×運営月数 ×14人 (5) V型 24,000円×運営月数 ×18人 | | | |
| 喀痰吸引等整備事業 | 平成29年6月14日付け29地福第351号健康福祉部長通知の「喀痰吸引等整備事業実施要綱」に基づき実施する事業 | 1登録研修機関あたり 1,000千円 | 登録の申請に先立ち喀痰吸引等研修の実施に必要な機械器具を購入する経費 備品購入費（吸引装置一式、経管栄養用具一式、処置台又はワゴン、吸引訓練モデル、経管栄養訓練モデル、心肺蘇生訓練用器材一式、人体解剖模型） | 社会福祉士及び介護福祉士法附則第6条の規定に基づき新たに登録研修機関として愛知県へ登録の申請をしようとする者 | 1/2 |